２．損害保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合　計			
３．少額短期保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合　計			
４．その他				

（記載上の注意）

１．「苦情の内訳」については、各項目の件数を把握している場合にはその内訳ごとの件数を記載し、不明の場合には「合計」にその件数の合計数を記載すること。

２．「４．その他」については、「１．生命保険」から「３．少額短期保険」までのうち、いずれかに分類される苦情以外の苦情の受付件数について、集計している場合のみ記載すること。

⑲　保険募集の業務に係る内部通報制度に関する事項　［加える。］

ア．内部通報制度の整備状況

（記載上の注意）

１．保険募集の業務に関する通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。

２．保険募集の業務に係る内部通報制度を整備している場合には、記載すること。

３．保険募集の業務に係る内部通報制度の整備状況に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報制度の整備状況の記載を省略することができる。

イ．内部通報の処理に関する事項